



法改正&新法

2023

本書の使い方

解説編

Section **15** 重要度 ★★★ | 学習したら Check! ○○○

刑法

一部改正

法令名：刑法等の一部を改正する法律
公布日：令和4年6月17日(令和4年法律第67号)
施行日：令和7年6月16日まで……②
令和4年7月7日……①

ここがポイント

- **侮辱罪の法定刑の引上げ**
 - ・特別の規定がなくても、教唆犯・帮助犯が成立することになった
 - ・通常逮捕・現行犯逮捕の加重要件が不要になった
 - ・公訴時効期間が1年から3年に延びた
- **「懲役刑」「禁錮刑」が廃止され「拘禁刑」に**

重要度
★の数が多いほど重要度が高いです。
まずは★★★の項目だけでも押さえましょう。

ここがポイント
法改正・新法のポイントをまとめています。

① 侮辱罪の法定刑の引上げ(侮辱罪の厳罰化)

○ 法定刑の引上げ

インターネット上の悪質な誹謗中傷が社会問題化したことを受けて

一問一答編

一問一答

次は、昇任試験で特に重要と思われる Section に係る一問一答です。
解答は P95 をご覧ください。

S	科目	Q	問題
01	民法	Q1	成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、飲酒年齢や喫煙年齢についても18歳に引き下げられた。
		Q2	成年年齢の引下げに伴い、犯捜規における「成年」は「18歳以上」との表記に変わった。
03	道交法①	Q3	

一問一答で知識の確認!
特に重要な法改正・新法は一問一答で確認しましょう。
間違った問題は該当ページを復習すると記憶に残ります。

目次
Contents

本書の使い方……………002
掲載法令一覧……………005
法令略称一覧……………006

解説編

Section 01 民法……………007
Section 02 児童虐待防止法、児福法……………013
Section 03 道交法①……………017
Section 04 航空法、小型無人機等飛行禁止法……………025
Section 05 個人情報保護法……………029
Section 06 少年法……………034
Section 07 地公法……………039
Section 08 銃刀法……………043
Section 09 特商法……………049
Section 10 道交法施行規則……………053
Section 11 犯捜規、少年警察活動規則……………055
Section 12 警察法……………058
Section 13 警察庁組織令……………064
Section 14 道交法②……………066
Section 15 刑法……………081
Section 16 麻薬等指定政令等……………086
Section 17 警護要則……………089
Section 18 自転車安全利用五則……………091



一問一答編

民法 Section01	093
道交法① Section03	093
少年法 Section06	093
地公法 Section07	094
銃刀法 Section08	094
道交法施行規則 Section10	094
警察法 Section12	094
道交法② Section14	094
刑法 Section15	094
警護要則 Section17	094



本書は、原則として、令和4年から5年にかけて公布又は施行された(る)法改正&新法のうち、警察実務に関わるものをまとめたものです。
※Section02～10は、令和4年2月号付録「法改正&新法2022」(警察公論第77巻第2号)に掲載したものを再編集したのになります。

掲載法令一覧 (原則として、公布順)

	法令名	法改正・新法のポイント	公布/施行	掲載情報
1	民法	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢を20歳から18歳に引下げ ・女性が結婚できるようになる年齢を16歳から18歳に引上げ 	㊦ H30.6.20 ㊧ R4.4.1 (一部を除く)	
2	児童虐待防止法、 児福法	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止の明記 ・児童相談所の体制強化 ・関係機関の連携強化等 	㊦ R1.6.26 ㊧ R2.4.1 (一部を除く)	
3	道交法①	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者対策の充実・強化 ・タクシー、バス、トラック業界の運転者不足対策 	㊦ R2.6.10 ㊧ R4.5.13	○警察学論集第73巻第9～10号
4	航空法、小型無人 機等飛行禁止法	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機の登録制度の創設 ・主要空港における小型無人機等の飛行禁止と違反に対する命令・措置 	㊦ R2.6.24 ㊧ R4.6.20 (一部を除く)	
5	個人情報保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体等、民間で規律が異なる個人情報保護制度を一本化 	㊦ R3.5.19 ㊧ R4.4.1 (一部を除く)	
6	少年法	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳、19歳の少年は「特定少年」に ・特定少年について検察官送致の特例、保護処分の特例を設ける ・特定少年が犯した罪について起訴された段階で実名報道等を解禁 	㊦ R3.5.28 ㊧ R4.4.1	○警察公論令和3年12月号 ○警察学論集第75巻第4号
7	地公法	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳から65歳への定年の段階的引上げ ・定年前再任用短時間勤務制の導入 ・役職定年制により60歳で非管理職へ 	㊦ R3.6.11 ㊧ R5.4.1 (一部を除く)	
8	銃刀法	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスボウの所持の原則禁止 ・所持には公安委員会の許可が必要(許可制) 	㊦ R3.6.16 ㊧ R4.3.15 (一部を除く)	○警察学論集第75巻第6号
9	特商法	<ul style="list-style-type: none"> ・送り付け商法対策 ・通信販売の詐欺的定期購入商法対策 ・クーリング・オフ通知のデジタル化 	㊦ R3.6.16 ㊧ R4.6.1 (一部を除く)	
10	道交法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者は、社員が運転した前後に酒気帯びの有無を確認 ・アルコール検知器を用いた安全確認の義務付け(ただし、当分の間、不適用) 	㊦ R3.11.10 ㊧ R4.4.1 (一部を除く)	
11	犯捜規、少年警察 活動規則	<ul style="list-style-type: none"> ・少年法の改正に伴う犯捜規の改正 ・少年法の改正等に伴う少年警察活動規則の改正 	㊦ R4.1.11 ㊧ R4.4.1	○警察学論集第75巻第8号
12	警察法	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー警察局の新設 ・警察庁等が重大サイバー事案対処事務を所掌 	㊦ R4.3.31 ㊧ R4.4.1	○警察学論集第75巻第7号 ○警察公論令和4年12月号

13	警察庁組織令	<ul style="list-style-type: none"> 警察法改正に伴い、警察庁組織令についても改正 刑事局組織犯罪対策部の改編、警備局警備運用部の改編 	㊦ R4.3.31 ㊧ R4.4.1 ㊦ R4.10.26 ㊧ R4.11.1	○警察学論集第75巻第7号
14	道交法②	<ul style="list-style-type: none"> レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運行(特定自動運行)が可能に 電動キックボードが免許不要で公道走行可能に 免許証と個人番号カードの一体化 全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務 	㊦ R4.4.27 ㊧ R5.4.1 (一部を除く)	○警察学論集第75巻第8～10号
15	刑法	<ul style="list-style-type: none"> 侮辱罪の法定刑の引上げ 「懲役刑」「禁錮刑」が廃止され「拘禁刑」に 	㊦ R4.6.17 ㊧ R7.6.16 まで (一部を除く)	○警察学論集第76巻第1号
16	麻薬等指定政令等	<ul style="list-style-type: none"> 新たに3物質を麻薬として指定 新たに3物質を麻薬向精神薬原料に指定 新たに3物質を特定麻薬向精神薬原料として指定 	㊦ R4.7.27 ㊧ R4.8.26	
17	警護要則	<ul style="list-style-type: none"> 警護における警察庁の関与を強化 	㊦ R4.8.26 ㊧ R4.8.26	
18	自転車安全利用五則	<ul style="list-style-type: none"> 自転車安全利用五則が15年ぶりに改訂 	㊦ R4.11.1 ㊧ R4.11.1	

法令略称一覧

か	刑訴法	刑事訴訟法
	小型無人機等飛行禁止法	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
さ	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
た	地公法	地方公務員法
	道交法	道路交通法
	特商法	特定商取引に関する法律
は	犯捜規	犯罪捜査規範
	暴対法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
ま	麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法

刑法

一部改正

- 法令名**：刑法等の一部を改正する法律
公布日：令和4年6月17日(令和4年法律第67号)
施行日：令和7年6月16日まで……②
 令和4年7月7日……①



ここがポイント

● 侮辱罪の法定刑の引上げ

- ・ 特別の規定がなくても、教唆犯・幫助犯が成立することになった
- ・ 通常逮捕・現行犯逮捕の加重要件が不要になった
- ・ 公訴時効期間が1年から3年に延びた

● 「懲役刑」「禁錮刑」が廃止され「拘禁刑」に

① 侮辱罪の法定刑の引上げ(侮辱罪の厳罰化)

○ 法定刑の引上げ

インターネット上の悪質な誹謗中傷ひぼうちゅうしょうが社会問題化したことを受けて、侮辱罪の法定刑が次のように引き上げられた。

改正前	改正後
拘留 <small>こうりゅう</small> *1 or 科料 <small>かりょう</small> *2	(1月以上)1年以下の懲役or禁錮 or (1万円以上)30万円以下の罰金 or 拘留 or 科料

新設

- *1 拘留とは、1日以上30日未満、身柄が拘束されて自由が奪われる刑罰のことである。
 *2 科料とは、1,000円以上1万円未満で強制的に金銭を徴収される刑罰のことである。

注意！

- 法定刑が引き上げられただけであり、成立要件に変更はない(つまり、侮辱罪の厳罰化といっても、「これまで処罰されなかった行為が侮辱罪として処罰される」ということではない)。
- 「侮辱」とは、「バカ」「キモイ」「無能」など、抽象的で個人の主観的な悪口(真実であるか否かを客観的に確認できないこと)を皆の前で言ったり、インターネット上に書き込んだりすることをいう。

○ 法定刑が引き上げられるとどうなる？ ～ 刑法編

改正前の侮辱罪は、「拘留又は科料のみに当たる罪」であったが、法定刑の引上げにより懲役刑や罰金刑なども科され「拘留又は科料のみに当たる罪」とはいえなくなったため、次の①～③の規定の適用に変更が生じるようになった。

- ①没収ができない罪についての規定 (刑法 20 条)
- ②教唆犯・幫助犯が成立しない罪を定めた規定 (刑法 64 条)
- ③犯人蔵匿等罪の成立要件を定めた規定 (刑法 103 条)

改正により、侮辱罪が含まれなくなった

① 刑 20 : 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。(以下、略)

② 刑 64 : 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

③ 刑 103 : 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者……を蔵匿し、又は隠避させた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

侮辱罪を犯した者を蔵匿・隠避させた者は、改正前は処罰されなかったが、改正により、処罰対象となることとなった